

○厚生労働大臣が定める特別居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成十一年厚生省告示第九十九号）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）                      第四十二条第一項第三号、第四十七条第一項第二号、第五十四条第一                      項第三号及び第五十九条第一項第二号並びに介護保険法施行令（                      平成十年政令第四百十二号）第二十二号及び第二十九号                      の四第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、当該離島その                      他の地域が次のいずれかに該当することとする。                      一～六（略）</p>	<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）                      第四十二条第一項第三号、第四十七条第一項第二号、第五十四条第                      一項第三号及び第五十九条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が                      定める基準は、当該離島その他の地域が次のいずれかに該当するこ                      ととする。                      一～六（略）</p>